

(3) **へき地医療拠点病院の活動の充実等（県、医療機関）**

地域医療支援センターの調整・指示のもと、へき地医療拠点病院において、若手医師を指導する医師の確保、代診医の派遣、診療所に勤務する医師に対する研修の実施、遠隔医療の支援などを地域の実情に応じて実施する。また、必要に応じて、新たなへき地医療拠点病院の整備を検討する。

(4) **無医地区に関する対策の充実（県、市町、医療機関）**

無医地区等に所在するへき地診療所の医療資源の充実を図るとともに、無医地区の住民に対し保健師の訪問指導等による住民の疾病予防及び患者輸送車（艇）の配備等による受療機会の確保を図る。

(5) **総合診療体制の推進（県、市町）**

住民の生命を守るという観点から、3次救急の機能を有するへき地医療拠点病院等の中核病院での総合診療体制を推進し、地域の病院等への診療支援を実施するなど、圏域内の公立病院等との連携のもと、医療の確保を図る。

(6) **へき地医療を支える意識の醸成（県、市町、医療機関）**

ア 住民の健康増進策の推進と並行して、住民に対し病状に応じた医療機関の適切な受診を促し、地域の共有財産である地域医療に関する地域住民の理解を深めることで、へき地医療を支える意識を醸成し、医療の確保を図る。

イ 地域医療支援センターにおいて、医学生を対象に、へき地医療拠点病院等をへき地のフィールドとして地域医療の意義や魅力を伝える研修を行い、へき地医療の実態把握や求められる役割等を認識させるとともに、地域住民との交流を通してへき地医療に携わる意識の醸成を図る。

(7) **ヘリコプターを活用した救急医療の確保（県、市町、医療機関）**

へき地での重篤患者の救命率向上のため、ドクターヘリを着実に運用する。

(8) **遠隔医療の推進（県、市町、医療機関）**

ア 専門医の少ない地域や、通院困難な在宅患者が居住する地域においては、国の補助制度等を活用して遠隔医療を導入することを検討する。また、遠隔画像診断支援センターやテレビカンファレンスシステムを有効に活用する。

イ 遠隔医療の導入を希望する地域について、医療機関や医療従事者、住民、市町等関係者の理解の促進を図るとともに、関係構築を支援していく。

【へき地医療提供施設の公表】

「へき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設」については、兵庫県へき地医療提供施設一覧にて公表する。

[参照 URL] https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/hw11_000000142.html

【数値目標】

目標	現状値（年度）	目標値（達成年度）
県で養成する へき地等勤務医師数	1 4 5 人 （R5）	1 8 3 人 （R8）